

審査メモ

1 今回申請された計画の変更について

港湾調査（以下「本調査」という。）について、国土交通省は、今回、以下に掲げる変更を計画している。

(1) 調査方法の変更

⇒ 令和6年調査（甲種港湾：令和6年1月分、乙種港湾：令和6年分）から、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」を用いたオンライン報告を追加

⇒ 調査計画上の調査方法に「郵送調査」を追加

(2) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

⇒ 都道府県において保存されている調査票情報を国土交通省において「サイバーポート」により一元的に永年保存

(3) 集計表の変更

⇒ 甲種港湾に関する集計表のうち、二港間の貨物流動量について、港別・品種別の貨物量合計のみの表を「主要表」、二港間の貨物流動量については「詳細表」として区分し、利用上の留意点を統計ユーザーに周知

(1) 本調査の実施体制

本調査において、報告者は、①港湾管理者、②港湾運送事業者、③船舶運航事業者、④水産業協同組合長及び⑤その他調査事項の実態を把握することができる者とされている。

本調査の調査事項の実態を把握している者は、調査対象港湾によってまちまちであることから、本調査の実施に当たっては、統計調査員又は都道府県等の港湾管理者が、調査対象港湾に船舶が入港した都度、港湾管理者に提出される入出港届や係留施設等使用許可申請等の行政記録情報等を基に、調査事項の実態を把握している報告者を特定して調査を依頼するとともに、報告された情報及び行政記録情報等を活用して最終的な調査票を作成するという方法をとっている。

本調査の調査方法について、統計委員会諮問第130号の答申（令和元年7月18日付け統計委第8号。以下「令和元年答申」という。）では、こうした本調査の特性を踏まえ、報告者、統計調査員及び都道府県のそれぞれの立場における役割を整理し、必要に応じて調査計画の見直しを検討することが指摘されている^(注)。

(注) 令和2年1月分調査から、政府統計共同利用システムを用いたオンライン報告が追加されたが、統計調査員を経由せずに政府統計共同利用システムにより提出された調査票情報については、調査の実

施に際して、統計調査員や都道府県と適時・適切に情報を共有する仕組みを整備することが必要であるとして、本課題が付された経緯がある。

(審査状況)

ア 令和元年答申を踏まえ、国土交通省は、本調査の実施体制等について、全ての甲種港湾及び乙種港湾を対象にアンケートを実施し、以下のような業務実態にあることを確認した。

- ① 調査事項ごとの報告者については、調査計画上の報告義務者とおおむね合致している。
- ② 統計調査員は、都道府県、市区町村、漁業協同組合、関係団体等の職員が兼務していることが多く、報告者の選定^(注1)、調査の依頼、調査票の配布・回収、NACC S^(注2)データの取得、内容審査、疑義照会、調査票の取りまとめ等を実施している。
- ③ 都道府県は、統計調査員が取りまとめた調査票のチェック、疑義照会の後、調査対象港湾ごとに集計表の作成等の役割を担っている。

(注1) 船舶の入出港届等の行政記録情報や港湾利用者に対するヒアリング、関係団体等の名簿等を基に報告者を選定している。

(注2) 入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム

イ 本調査は、上記のように、調査系統や情報の入手方法が複雑である(参考1参照)ことから、今回申請内容の妥当性を論じる前提として、報告者が調査票にどのように回答しているのか、また、統計調査員や都道府県がどのように調査を進めているのか、実態を十分に確認しておく必要がある。

(論点)

- a 本調査を担当する都道府県等の実施体制は、どのようになっているのか。甲種港湾と乙種港湾、速報の集計対象となっている主要6港とそれ以外の港湾では、実施体制にどのような違いがあるか。
- b 都道府県の職員が統計調査員を兼務している場合、都道府県職員としての役割と統計調査員としての役割の分担はどのようになっているのか。調査票のチェック体制は確保されているのか。
- c 報告者の選定は、いつ、どのように行われているのか。また、調査依頼や調査票の配布は、いつ、どのように行われているのか。
- d 報告者は、自らの報告事項をどのように回答しているのか。港湾行政手続をNACC Sで行っている場合と、紙ベースで行っている場合では、調査票の作成・回答方法にどのような違いがあるか。

- e 調査票の回収（特に紙媒体の場合）は、いつ、どのように行われているのか。また、記入漏れは、どのような情報を基に、どのように確認が行われ、必要な情報を保有する報告者に回答依頼が行われているのか。
- f 入出港届や係留施設等使用許可申請の情報は、調査対象港湾において、どの程度活用されているのか。また、具体的にどのように活用されているのか。

（２）調査方法の変更

（変更内容）

- ・ 令和6年調査（甲種港湾：令和6年1月分、乙種港湾：令和6年分）から、「サイバーポート」を用いたオンライン報告を追加
- ・ 調査計画上の調査方法に「郵送調査」を追加

（審査状況）

ア サイバーポートの概要

（ア）国土交通省は、我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的につながる事業環境を実現するため、

- ・ 民間事業者間の港湾物流手続（港湾物流分野）
- ・ 港湾管理者の行政手続や調査・統計業務（港湾管理分野）
- ・ 港湾の計画から維持管理までのインフラ情報（港湾インフラ分野）

を電子化し、これらをデータ連携により一体的に取り扱うデータプラットフォームである「サイバーポート」の構築を進めている。

（イ）このうち、港湾管理分野においては、港湾管理者に関連する行政手続や調査・統計業務の電子化・効率化を図ることとしている。

具体的には、港湾行政手続に係る一連の業務工程を一貫して電子化するほか、NACCSデータの活用による調査票の作成*、港湾管理者による調査票の一元的な管理、自動集計・チェックを可能とすることにより、報告者及び港湾管理者の負担軽減や業務の効率化等を図ることとしている（参考2参照）。

※ NACCSで申請した入出港届や係留施設等使用許可申請の情報は「入港船舶」欄に、入出港届等に紐づく貨物情報（税関長に申告等を行ったもの）は「海上出入貨物」欄に自動入力される（参考3参照）。

（ウ）一方、入出港届や係留施設等使用許可申請の行政手続の現状について、国土交通省は、NACCSシステムの利便性等の事情から、依然として紙ベースで手続を行うケースがみられるとしている。

サイバーポートのメリットを関係者が最大限享受するためには、サイバーポートと直接データ連携を行うNACCSの利用促進を図る必要があることから、国土交通省は、これらの行政手続について、「規制改革実施計画」（令和3年6月18

日閣議決定)に基づく基本計画を策定し、「サイバーポート(港湾管理分野)」の取組により速やかにオンライン化率の向上を図ることとしている。

イ サイバーポートの本格導入

(ア) 国土交通省は、令和5年1月分調査において、甲種港湾(166港)のうち4港において、報告者及び港湾管理者を対象にサイバーポートを試験的に導入し、導入効果の検証や課題抽出を行った。その結果、本調査に係る作業時間は、調査票を提出する報告者において最大約53%削減、集計を行う港湾管理者において約36%削減の効果が得られたとしている。

(イ) 一方、他の港湾においては、国土交通省は、従来の調査方法が良いとする報告者がいるとしている。

また、本調査の集計方法をみると、国土交通省が提供している共通集計システムのほか、各港湾管理者が構築している独自システムなど何らかのシステムを用いている港湾と、システムを用いていない港湾に大別され、調査対象港湾ごとにシステム環境が異なっている。

(ウ) このため、国土交通省は、サイバーポートの本格導入に当たり、サイバーポートを導入するか否かについては、各港湾管理者に判断を委ねることとし、全国の港湾管理者に対して意向調査を実施することとしている。また、令和6年1月分調査からサイバーポートを導入する意向を有する甲種港湾については、報告者及び港湾管理者を対象に、令和5年12月に試験運用を行うこととしている。

なお、令和6年1月分調査以降も独自システムを継続して利用する意向を有する港湾管理者においても、国土交通省への集計表の提出や調査票情報の保存(後記1(3)参照)については、サイバーポートを利用して行うこととしている。

(エ) したがって、本調査の調査方法について、国土交通省は、将来的にサイバーポートによる回答への一元化を目指すものの、直ちに一律に移行させることは困難であることから、当面は、従来の手法を残しつつ、サイバーポートを調査方法の一つとして追加することを計画している。

(オ) これについては、サイバーポートへの全面移行には時間を要すると見られることに対応するものであり、やむを得ないと考えるが、今後の円滑な移行に向けた取組や、統計調査員が複数の報告者から様々な方法で情報を取りまとめている複雑な調査事務を効率化する余地について、確認する必要がある。

(論点)

- a 令和5年1月から2月にかけて実施したサイバーポートの試験導入について、その効果や課題は、具体的にどのようなものであったのか。課題に対しては、今後どのように対応することとしているのか。
- b 本格運用を前に試験運用を行う予定としているが、どのような点をテストするのか。基幹統計調査の調査期間と重なることから、その実施に支障は生じないか。
- c サイバーポートの導入により、どのような効果が見込まれるか。特に、報告者負担の軽減や港湾管理者の業務負担の軽減はどうか。
- d N A C C Sを利用した電子申請率は、どの程度で推移しており、どのようにしてその向上を図るのか。
- e 調査対象港湾のうち、独自システムを利用している港湾はどの程度あるのか。また、港湾管理者に対して、サイバーポートへの移行をどのように働き掛けるのか。
- f サイバーポートの利用促進により、調査員調査や郵送調査を含む調査方法や実施体制の効率化に、今後どのように取り組んでいくのか。

ウ 郵送調査の追加

(ア) 本調査では、調査計画上、調査員調査並びに電子メール及びオンライン調査 (e-Survey) により調査票を回収することとしているが、本申請では、さらに「郵送調査」を追加する計画である。

(イ) これについては、表1のとおり、報告者から調査票が郵送で提出されるケースが相当の割合を占める実態に合わせようとするものである。また、サイバーポート導入後も、直ちに全港湾についてサイバーポートへの移行は困難とみられる(前記1(2)ア(オ)参照)ことから、当面は従来手法も存置するものであり、おおむね適当であると考えるが、以下の点について確認する必要がある。

表1 調査方法別の回収状況(令和4年12月時点)

調査員 (対面)	郵送	FAX	電話	オンライン調査		合計
				電子メール	e-Survey	
917	1,116	647	11	2,843	0	5,534
16.6%	20.2%	11.7%	0.2%	51.4%	0.0%	100%

(注) F A X及び電話は報告者の事情等による臨時の対応であり、固定的な回収方法ではないため、調査計画上の調査方法には追加せず、これらの報告者にはサイバーポートの利用を働き掛けることとする。

(論点)

- a e-Surveyは、令和2年1月分調査から調査方法に追加されたが、報告者から選択されていない(利用が0の)理由としては、どのようなことが考えられるか。
- b 報告者からの調査票の提出方法が多岐にわたっているが、国土交通省が準備した統一的なシステム(e-survey)を用いずに各種の提出方法を選択している報告者に対して、サイバーポートの利用をどのように働き掛けるのか。

(3) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

(変更内容)

- ・ 都道府県において保存されている調査票情報を国土交通省において「サイバーポート」により一元的に永年保存

(審査状況)

ア 本調査では、調査計画上、平成22年1月分調査から、集計表を収録した電磁的記録を国土交通省が永年保存することとしている^(注)が、調査票の内容を記録した電磁的記録の保存に関する記載は特に設けられていなかった。

(注) 電磁的な調査票情報の永年保存は調査票データの容量上困難であったことから、二次利用の観点から、都道府県から提出される集計表を基に作成した集計用電磁的記録を永年保存してきた。

イ 一方、毎月勤労統計の不適切事案を受けて、統計委員会の建議「公的統計の総合的品質管理を目指して」(令和元年6月27日付け統計委第3号)において、「都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する」とされている。また、これを受けた令和元年答申において、調査票情報の二次的利用の促進、調査プロセスの透明性の確保等の観点から、調査票情報の保存管理に関する検討課題として、都道府県における調査票情報等の保存管理の実態を把握した上で、可能な限り早期に、国土交通省における調査票情報等の永年保存の仕組みを整備することが指摘されている。

ウ これについて、国土交通省は、保存期間が満了した調査票情報等について、保存期間の延長手続をとるよう、令和元年12月20日付け事務連絡により都道府県に依頼した。また、令和2年2月に都道府県にアンケートを実施した結果、調査票情報等を保存管理する上で、以下のとおり課題があることを確認した。

- ① 規模の大きい港湾では、1年間のデータ容量が膨大で、調査票情報の授受が容易ではない。
- ② 紙媒体で集計等の業務を行っている港湾については、電子化に係る業務増加の懸念がある。
- ③ 独自システムを構築している港湾のうち、調査票情報の外部出力機能のない港湾では、システム改修が必要となる。

エ 国土交通省は、今後、調査票情報等については、以下のいずれかの方法により、令和6年1月に運用を開始するサイバーポートを利用して一元的に永年保存することを予定している。

(ア) サイバーポートを導入する港湾

- ・ サイバーポートを利用して提出された調査票
→ システム内に調査票情報を自動で蓄積
- ・ サイバーポートを利用せずに提出された調査票
→ 電子調査票はドラッグ&ドロップ方式により、紙の調査票はAI-OCR（人工知能技術を取り入れた光学文字認識機能）で読み込む方式により、統計調査員がサイバーポートに取込

(イ) 独自システムの利用を継続する港湾

- ・ 統計調査員が、csv ファイルで出力した上でサイバーポートに取込又はファイル連携の方式により独自システムからサイバーポートに転送

オ これを受けて、本申請では、表2のとおり、調査票情報の保存期間及び保存責任者を変更し、調査票の内容を記録した電磁的記録については、国土交通省において永年保存することとしている。

表2 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更内容

現行			変更案		
関係書類名	保存期間	保存責任者	関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	都道府県知事	記入済み調査票	2年	都道府県知事
			調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長
集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通大臣	集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長

カ これについては、令和元年答申の「今後の課題」に対応するものであり、おおむね適当であると考えているが、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

a 調査票の内容を記録した電磁的記録について、

(a) 都道府県における現在の保存状況はどのようになっているのか。令和元年12月

20日付けの事務連絡に基づき、平成29年1月分調査以降の調査票情報等については、全ての都道府県において保存されているのか。

(b) サイバーポートでの一元的な保存は、令和6年1月分のデータから漏れなく遅滞なく行っていくのか。現在、都道府県が保存している過去の調査票情報等については、どのように取り扱うのか。

(c) 都道府県では、これまで調査票情報等の保存をどのように行っていたのか。今回、サイバーポートに調査票情報を一元的に保存することに伴い、統計調査員や都道府県の業務負担が増加し、業務が滞るおそれはないか。また、作業誤りの防止や負担軽減の観点から、どのような対応を行う予定か。

(4) 集計表の変更

(変更内容)

- ・ 甲種港湾に関する集計表のうち、二港間の貨物流動量について、港別・品種別の貨物量合計のみの表を「主要表」、二港間の貨物流動量については「詳細表」として区分し、利用上の留意点を統計ユーザーに周知

(審査状況)

ア 甲種港湾に関する集計表のうち、二港間の貨物流動量については、移出（A港からB港への移出量）と移入（B港のA港からの移入量）の貨物量に差異が生じている。

その要因について、国土交通省は、A港からB港に到着するまでの経由地での積み下ろし量について、正確に把握できていないことなどが考えられるとしている（参考4参照）。

国土交通省は、この統計上の差異について、HPなどにおいて利用上の注意として周知している。

イ 国土交通省は、「国土交通省統計改革プラン」に基づいて設置された「統計品質改善会議」において、二港間の貨物流動量の差異の改善に向けた検討を重ねるとともに、その要因を把握するため、令和4年10月に報告者及び関係団体を対象にヒアリングやアンケートを実施した。その結果を踏まえ、国土交通省は、都道府県に対し、令和5年6月1日付けで通知を発出し、回答誤差の差異の縮減に向けた取組を進めることとしている。

エ ただし、二港間の貨物流動量の差異が解消されるまでの当面の措置として、表3のとおり、港別・品種別の貨物量合計のみの表を「主要表」（表3における（〇-1）の集計表）として新設するとともに、二港間の貨物流動量については「詳細表」（表3における（〇-2）の集計表）として区分し、利用上の留意点を統計ユーザーに周知することとしている。

表3 集計表の変更内容

現行	変更案
[甲種港湾]	[甲種港湾]
第3表 海上出入貨物表	第3表 海上出入貨物表
(6) 移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表	<u>(6-1) 移出貨物品種別貨物形態別表</u>
(7) 移入貨物品種別貨物形態別仕出港別表	(6-2) 移出貨物品種別貨物形態別仕向港別表
	<u>(7-1) 移入貨物品種別貨物形態別表</u>
	(7-2) 移入貨物品種別貨物形態別仕出港別表
第4表 自動車航送車両台数表	第4表 自動車航送車両台数表
	<u>(1-1) 自動車航送車両別表</u>
	(1-2) 自動車航送車両別仕向港・仕出港別表
第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表	第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
(3) 移出コンテナ仕向港別表	<u>(3-1) 移出コンテナ表</u>
(4) 移入コンテナ仕出港別表	(3-2) 移出コンテナ仕向港別表
	<u>(4-1) 移入コンテナ表</u>
	(4-2) 移入コンテナ仕出港別表
(7) 移出シャーシ仕向港別表	<u>(7-1) 移出シャーシ表</u>
	(7-2) 移出シャーシ仕向港別表
(8) 移入シャーシ仕出港別表	<u>(8-1) 移入シャーシ表</u>
	(8-2) 移入シャーシ仕出港別表

エ これについては、回答誤差と考えられる差異が生じている集計表を他の集計表と区別し、統計ユーザーに一層の注意喚起を行おうとするものであるが、集計表の変更の妥当性や回答誤差の是正に向けた取組の妥当性について確認する必要がある。

(論点)

- a 「主要表」と「詳細表」に区分する目的・効果は何か。現状における利用上の留意点の周知（特に集計表は区別していない）と、何が異なるのか。
- b 二港間の貨物流動量の差異の縮減に向け、どのような取組を行っており、今後の取組予定はどうなっているのか。

2 令和元年答申における「今後の課題」への対応状況

本調査については、令和元年答申において、以下の検討課題が指摘されている。

(1) 調査方法の再整理

本調査の特性を踏まえ、報告者、統計調査員及び都道府県のそれぞれの立場における役割を整理し、必要に応じて調査計画の見直しを検討すること。

(審査状況)

本件については、前記1 (1) 及び (2) の審議の中で確認することとしたい。

(2) 公表の区分・期日等、集計事項に関する不断の見直し

本調査の公表の区分・期日等については、本調査の特性を踏まえ、調査プロセスを含め、業務全般の改善余地を検討し、必要に応じて調査計画を見直すこと。この見直しに当たっては、都道府県における調査事務の実態や利活用ニーズを十分に把握した上で、速報性が求められるデータについては早期に公表し、それ以外のデータは年報での公表に一本化するなど、公表体系の更なる見直しも検討すること。

また、今後、速報における集計項目の更なる追加の余地や集計対象の港湾の拡大等、利活用ニーズの変化を踏まえた集計内容の充実を検討すること。

(審査状況)

ア 本調査の公表体系や集計内容については、現在、甲種港湾における入港船舶数やコンテナ個数等の毎月の調査結果については「速報」、「港別集計値」、「確報」の区分で、乙種港湾も含めた年間の調査結果については「年報」として、公表することとしている。

このうち速報は、全国的な動向の先行指標として、国際戦略港湾及びコンテナの貨物量の多い主要6港の調査結果について、令和2年1月分調査から公表を開始しているものである。

イ 国土交通省は、令和元年答申を踏まえ、速報における公表対象港湾の追加や集計項目の追加に関するニーズについて、港湾管理者及び報告者にアンケートを実施したが、特段の追加ニーズは確認できなかったとしている。

また、確報については、国民経済計算の年次推計等においての利用が確認されたことから、現行の公表体系を維持する方針である。

ウ これについては、課題への対応としてはおおむね適切と考えるが、更なる統計の有用性向上のため、公表体系を現状維持する妥当性や、サイバーポート導入後の取組方針について、確認する必要がある。

(論点)

- a 公表の早期化や公表体系の見直し、集計内容の充実などの可能性について、業務全般の見直しや利用者ニーズへの対応の観点から、どのような検討を行ったのか。
- b サイバーポートの導入拡大により、審査・集計事務の短縮やエラーの防止等の効果が期待されることを踏まえ、更なる公表早期化や集計内容の充実などを含め、統計の有用性向上に向けて今後どのように取り組んでいくのか。

(3) 調査票情報等の保存管理の仕組みの整備

都道府県における調査票情報等の保存管理の実態を把握した上で、可能な限り早期に、国土交通省における調査票情報等の永年保存の仕組みを整備すること。

(審査状況)

本件については、前記1(3)の審議の中で確認することとしたい。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況

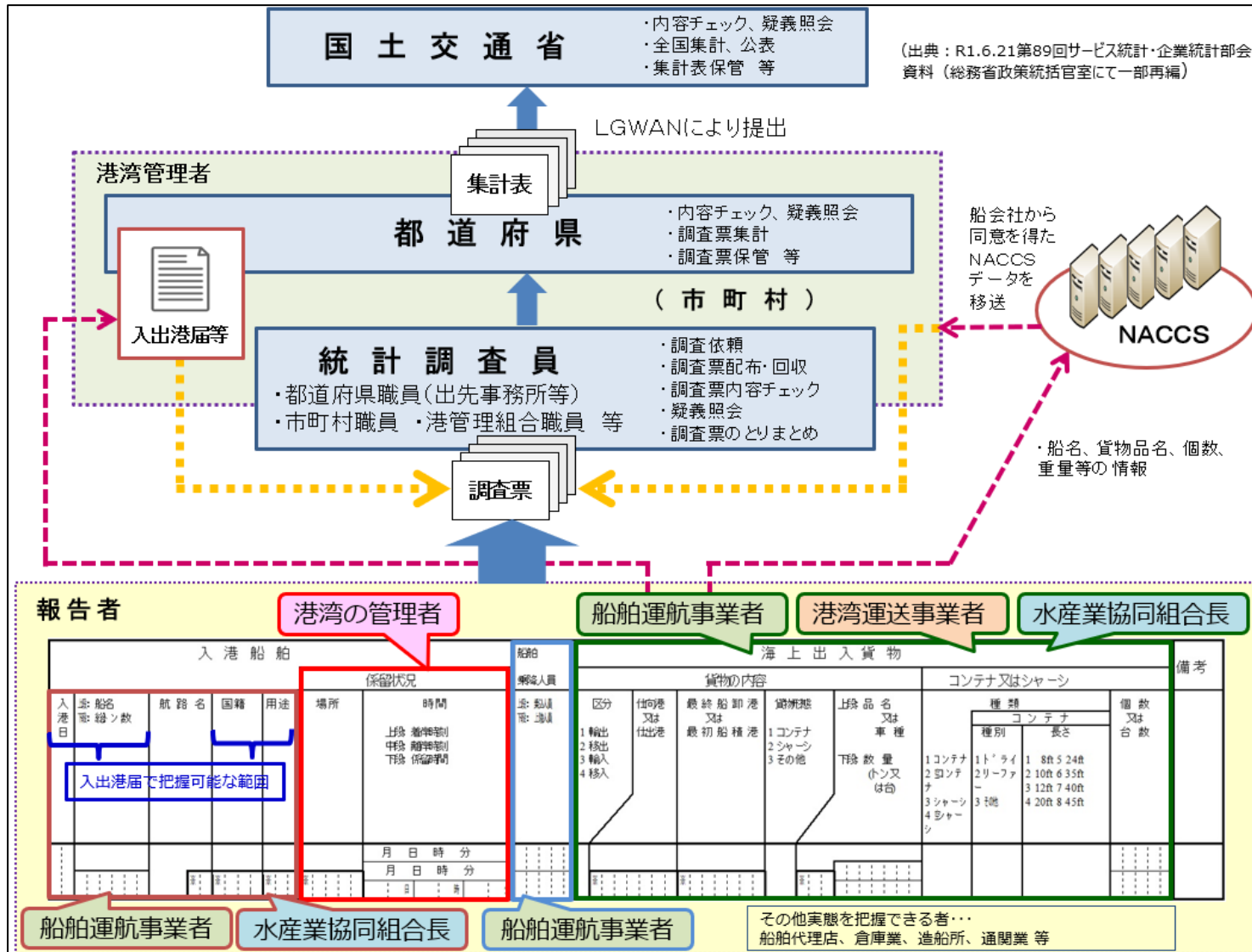
「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)においては、以下のとおり、本調査に関する検討課題が掲げられている。

項目	具体的な措置、方策	担当府省	実施時期
(1) 報告者負担への配慮	港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	国土交通省	令和5年(2023年)中に結論を得る

(審査状況)

本件については、前記1(2)の審議の中で確認することとしたい。

(参考1) 港湾調査の実施体系



出典：第89回サービ統計・企業統計部会資料（令和元年6月21日）を一部加工

(参考2) サイバーポートの概要

サイバーポート(調査・統計)の概要

• 港湾調査に関する一連の作業を一貫してシステム化するほか、報告者はNACCSデータ連携による調査票作成等を可能とし、都道府県は調査票の一元的な管理や自動集計・チェックを可能とする。

港湾調査の現状業務と課題

入港船舶	船舶乗降人員	海上出入貨物
・入港日 ・船名、総トン数 ・国籍、用途 ・係留場所、時間	・乗込人員 ・上陸人員	・仕向港 / 仕出港 ・品名、数量 ・コンテナ種類、個数 ・シャーシ台数 等

報告者

- ① NACCS等に同一内容を入力。
- ② 報告にあたり、各社から情報収集が必要。
- ③ 疑義照会連絡がメール・電話でくるため、指摘内容が不明確で複数回やり取りが発生。

都道府県

- ① 調査票提出方法/様式が多岐に渡り、管理が困難。
- ② 調査票の確認や、集計作業・チェックが非常に手間。
- ③ 調査票情報が不足しているため、情報を付記。

港湾調査※の電子化の目指す姿

目指す姿

- NACCSデータを活用可能とするとともに、入力支援機能で、コードを探す手間を削減し、作業時間削減・正確性向上を同時に達成。
- 疑義照会の指摘箇所・内容が明確化され、都道府県と報告者のやりとりを最小限に。
- 様々な調査票の様式や提出方法に対し、取込機能等により一元管理することが可能。
- 調査票提出時に自動チェックし、入力漏れ防止/確認作業省力化。また集計作業も自動で実施。

©2023 Cyber Port Administrator

※全国輸出入コンテナ貨物流動調査等の一般統計も実装予定

出典：第2回サイバーポート進捗管理WG（港湾管理分野）資料（令和5年5月8日）

(参考3) サイバーポートにおけるNACCSとのデータ連携

調査・統計業務の電子化・効率化 -NACCSデータ連携



- NACCSで申請した入出港届や係留施設等使用許可申請の情報及びそれに紐づく貨物情報がサイバーポート（調査・統計）に連携される。
- 入出港届や係留施設等使用許可申請の情報は「入港船舶情報」の欄に、貨物情報は「海上出入貨物情報」の欄に自動入力される。

港湾調査の甲種港湾調査票

入出港届より

貨物情報(輸出・輸入・仮陸揚データ)より

係留施設等用許可申請より

船種	船名	船種	船名	船種	船名
SHIP_NO01	SHIP_NO02	SHIP_NO03	SHIP_NO04	SHIP_NO05	SHIP_NO06

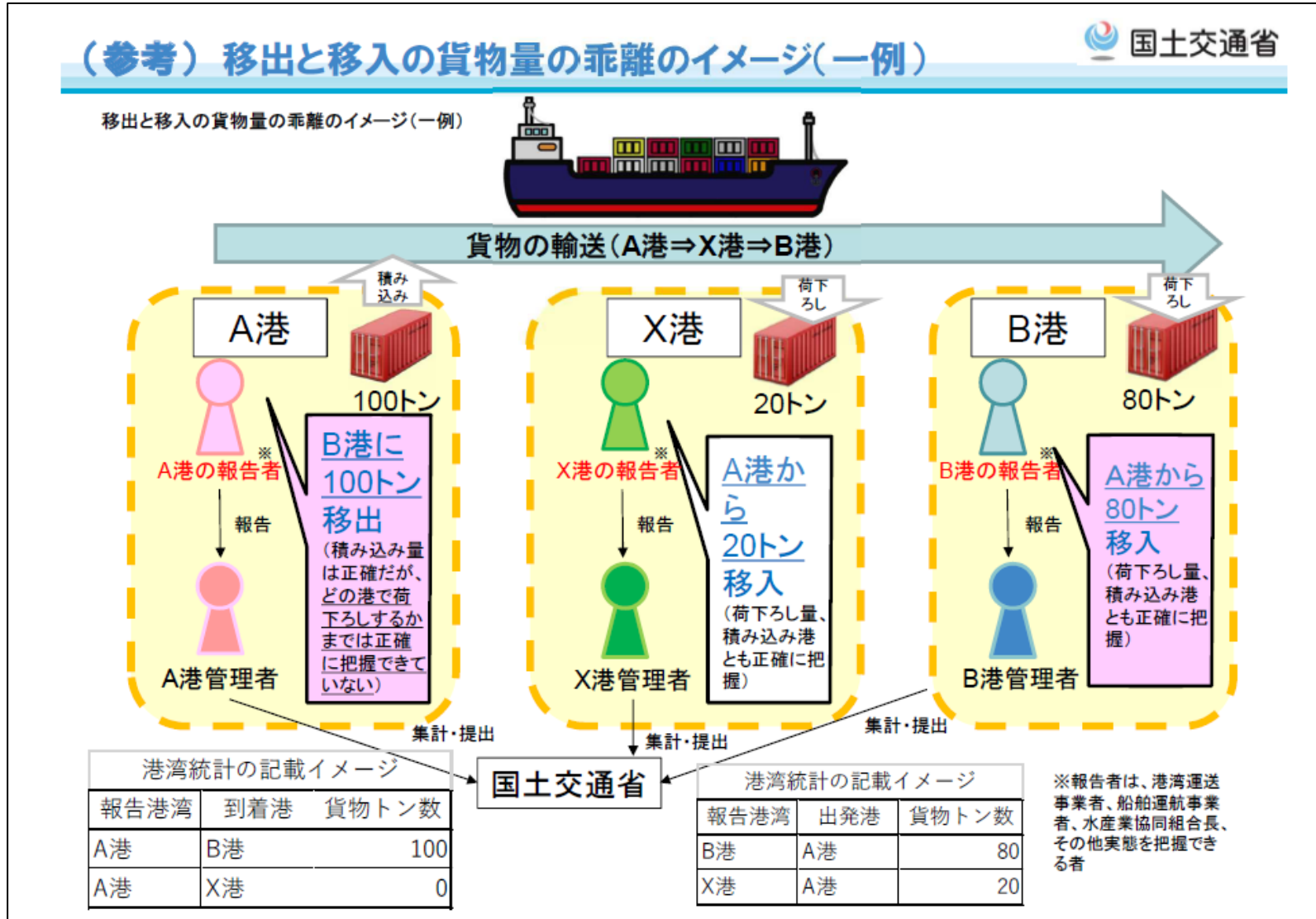
A船舶

B船舶

A船舶

B船舶

(参考4) 二港間の貨物量の差異について



出典：国土交通省 第1回統計品質改善会議資料（令和4年9月15日）